対応する化学物質の分類の名称への変更請求書

年 月 日

)

(宛先)

埼玉県知事

申請者

氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 (電話番号

埼玉県生活環境保全条例施行規則第 58 条第 1 項の規定により、次の特定化学物質の名称について、当該特定化学物質の名称に代えて、対応する化学物質の分類の名称によって公表をすることを請求します。

		業 者	<u>の</u>	名 称			
事 業 者	事	業所	0)	名 称			
	所		在	地			
特定化	学 物	質の	名 称				
対 応 す 類	る 化 の						
特定化学 出量の把 きの保 法律第6 求 等	握等 進 条の ^規	及び管 に 関 規定に	理の改 す る よる請		「す水の有無 有・無 「香結果 年度) 請求中・承認・不承認年度) 年度) 承認・不承認年度) 年度) 承認・不承認		
秘密情報に該当する理由別紙のとおり。							
		担当	部 署				
連絡	先	担当	者氏名				
		電話	番号				
※受理年	月日			年	月 日 ※整理番号		

- 備考 1 請求書は、事業所ごと及び物質ごとに作成すること。
 - 2 請求書は、取扱量報告書と併せて提出すること。
 - 3 請求書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、 日本産業規格A4とすること。

特定化学物質の取扱いに関する情報が秘密情報に該当する理由

1 特定化学物質の名称等が開示されることによって、秘密とされる情報が他の事業者等に知られてしまう可能性があることの証明
イ 特定化学物質が含有される製品の構成、特定化学物質が使用される形態及び秘密とされる情報の詳細
ロ 請求に係る事業所において製造・加工する製品及び化学物質を取り扱う工程等の状況
ハ その他、特定化学物質の名称等が開示されることによって、当該情報が他の事業者等に知られてしまう特段の事情
2 秘密として管理されていることの証明
イ 秘密とされる情報を含む書面等を秘密と分かるように適切に管理していることの証明
ロ 従業員等が当該情報を適切に管理する体制を整備していることの証明
ハ 従業員等以外の者が当該情報を扱う場合、秘密保持契約の締結等の措置を講じていることの 証明
ニ その他、秘密として管理されていることの証明

3	生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であることの証明
	イ 秘密とされる情報が事業活動に役立つ技術上の価値を持つと客観的に認められることの証明
	ロ 当該情報が他の事業者に知られると、請求事業者の競争上の地位が直接に害されると想定さ れることの証明
4	公然と知られていないことの証明
	イ 秘密とされる情報が、文献による公表又は特許の取得等によって既に一般に公開されている
	場合は、その状況
	ロ 法令又は他の条例に基づき、当該情報が開示されたことがある場合は、その状況
	(根拠法令名): (開示決定年月日): 年 月 日
	ハ その他、当該情報が容易に入手可能な状態に置かれていないことの証明
	╯`

備考 各項目について、立証する資料を添付すること。